

## 今金町技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組み方針

### 1. 現 状

地方自治体の技能労務職員等の給与は、同種の民間事業の従業員と比較され、国民等から指摘されている現状を注視し、すでに町職員給与については、民間企業との比較やラスパイレス指数比較等により内容を住民に対して周知しており、人事院勧告に基づく適正な給与制度の運用をしているところでありますが、総務省の通知に基づき表記の取組み方針を策定いたしましたので、町民の理解と納得が得られますよう公表いたします。

#### ・職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(A)(円)	平均給与月額(円)(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(B)(円)	A / B
今 金 町	49.4	3				-	-	-	-
うち 公務補	44.1	1				-	-	-	-
うち 看護助手	50.4	1				-	-	-	-
うちホイラ-運転技術員	53.7	1				-	-	-	-
北 海 道	46.3	1,799	307,413	349,077	343,944	-	-	-	-
国	48.8	5,193	287,094	320,514	320,514	-	-	-	-
類似団体	49.4	-	302,249	325,327	319,878	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
今 金 町		-	-
うち 公務補		-	-
うち 看護助手		-	-
うちホイラ-運転技術員		-	-

※職員数が1人である職種区分の平均給料月額、平均給与月額及び平均給与月額(国ベース)は、個人情報保護のため公表はしていません。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ・年齢別職員数

区 分	20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
	未満	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以上
今 金 町												
公務補								1				
看護助手									1			
ホイラ-運転技術員										1		

## ・その他給与に関する事項

給料表について  
行政職給料表（一）適用。

各種手当について  
一般職員に同じ。

昇格基準について  
毎年1月1日前1年間における勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）以内を昇給する。

## 2．基本的な考え方

現在、技能労務職員については退職者不補充ということで、新規採用をせずに賄うという方針を打ち出しております。現在の平均年齢が49.4歳であることに鑑みますと、今後10年間で2人（全体の66.6%）の技能労務職員が定年退職を迎えることから、「民間にできることは民間に」という時代の流れを的確に捉え、可能ならば民間への業務委託も検討しながら、定員適正化計画に基づき技能労務職員数の削減を推進する。

## 3．具体的な取組内容

### 定員について

技能労務職員を配置している国保病院、中学校、保育所の3カ所については、今後の社会情勢の変化に注視しながら、その都度、事務事業の見直しを図り、定年退職を見据えた中で、事務職への任用替え等も含めながら、適正な人員配置を人事異動等により実施する。

### 給与について

行政職給料表（一）を適用しており、国の行政職給料表（二）に準拠しておりませんが、業務の困難さ、責任度合いからも、同じ職場の職員と比較しても給与格差を設ける必要はないことから、現段階では給与の見直しは考えていません。

### 諸手当について

国に準拠しており、見直しをする予定はありません。

### 昇給の在り方について

在級年数は、一般行政職員より長くなっています。また、技能労務職員だけではなく、一般行政職員についても、人事評価（勤務の実績・勤務評価）制度の導入が検討されています。

年度別定年退職者一覧表

年 度	定年退職者数	在職者数	定年退職者内訳
19年度	-	3人	
25年度	1人	2人	ボイラー運転技術員1人
28年度	1人	1人	看護助手1人
34年度	1人		公務補1人

## あしがき

この取組み方針は、平成19年7月6日付け総行給第61号・総財公第97号で、総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）から通知のありました「技能労務職等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき策定したものであり、市民の理解と納得が得られるよう公表します。

平成20年3月  
今金町総務財政課